

除排雪用建設機械貸付仕様書（案）

（適用範囲）

第1条 除排雪用建設機械貸付仕様書（以下「本仕様書」という。）は除排雪業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき、発注者が市の所有する建設機械並びに施設等（以下「建設機械等」という。）を、受注者に貸付けることに関して必要な特記事項について本仕様書に定める。

（調査職員）

第2条 本仕様書において調査職員とは、発注者が当該業務委託契約の調査・監督権限を行使するものとして受注者に通知した職員をいう。

（提出書類）

第3条 受注者は、この仕様書による書類はすべて調査職員を経て、指定する期日まで提出しなければならない。

（貸付機械の範囲）

第4条 発注者は、契約前に受注者等と協議し、受注者に貸付ける機械は契約書の別表に定めるものとする。

（機械の貸付）

第5条 受注者は、契約書に基づき建設機械等を借り受ける場合は、当該建設機械等を管理する発注者に建設機械借受申請書（様式〇）、施設にあつては施設借受申請書（様式〇－〇）により申請しなければならない。

2 発注者は、建設機械を引渡すときは、調査職員及び受注者又はその代理人を立ち合わせ、建設機械の機種、数量、規格、性能及び整備状況について確認のうえ、建設機械機能現況表（様式〇）を作成し、建設機械貸付決定通知書（様式〇）施設にあつては施設貸付決定通知書（様式〇－〇）を交付する。

3 前項の建設機械機能現況表は、2部作成し、各立会者記名押印のうえ、発注者・受注者それぞれ1部を保有する。

4 受注者は、引渡しを受けたときは遅滞なく、発注者に対し建設機械借用書（様式〇）を提出しなければならない。

（借上機械の使用計画）

第6条 受注者は、共通仕様書に基づき借上機械を使用しなければならない。

（使用条件）

第7条 受注者は、借上機械の管理責任者を定め、借上期間中善良な管理を行わせ、その使用にあつては、次の各号に掲げる事項に留意し、調査職員の指示に従い、機械の機能保持に努めなければならない。

- (1) 借上機械は、管理責任者の指示する場所に格納し、保管に万全を期すること。
- (2) 借上機械は、担保に供しないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。

- (4) 整備については、道路運送車両法に規定される日常の点検整備を完全に実施すること。
また、腐食防止のため洗車を定期的実施すること。
- (5) 共通仕様書第17条で承諾を得た運転員以外のものに運転をさせないこと。
- (6) 借上機械に使用する油脂類、部品等並びに重要な箇所の修理は調査職員の指示を受けること。
- (7) 借上機械の作業が過重にならないよう注意すること。

(自動車任意賠償保険の加入)

第8条 受注者は、借上機械について任意の自動車賠償保険に加入するものとし、その保険金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 対人賠償保険 1億円以上
- (2) 対物賠償保険 500万円以上

2 受注者は、前項の保険に加入したことを証明する書類を発注者に提出するものとする。

(諸経費の負担)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる諸経費を負担しなければならない。

- (1) 借上機械の引渡し及び返納に要する費用
- (2) 借上機械の管理に要する費用
- (3) 施設の光熱水費等管理に要する費用

(貸付機械の使用条件違反)

第10条 発注者は、受注者が貸付機械の引渡しを受けた後、正当な事由がなく貸付機械を使用しない場合、又は本仕様書に違反した場合は、ただちに受注者に対して貸付機械の返納を命ずることができる。

(機械の施行能力)

第11条 貸付機械が所定の能力を著しく発揮できない場合は、それに必要な機械の処置について発注者、受注者協議のうえ定める。

(借上機械の亡失、損傷及び故障)

第12条 受注者は、借上機械を亡失、損傷又は、借上機械が故障したときは、ただちにその事実について、建設機械亡失・損傷・故障報告書(様式○)を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の亡失、損傷、又は故障が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従い速やかに修理しなければならない。ただし、修理等が不可能な場合にあっては、発注者の指示した期間内に同等品による物納、若しくはその損害の相当額を賠償しなければならない。

(貸付期間)

第13条 貸付期間については、発注者、受注者協議のうえ定める。ただし発注者は、必要があると認めるときは、貸付機械の機種、規格、性能及び引渡し時期を変更することができるものとする。

(貸付機械の調査)

第14条 受注者は、貸付期間中に調査職員による建設機械等の使用状況の調査に応じなければならない。

2 受注者は、前項の調査により指示された事項は直ちに履行し、その結果を調査職員に報告しなければならない。

(使用実績報告書)

第15条 受注者は、当月の借上機械運転及び整備状況について、建設機械使用実績報告書(様式○)を翌月5日までに、発注者に提出しなければならない。

(返納)

第16条 受注者は、借上機械を返納する場合は、建設機械等返納書(様式○)を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、貸付機械の返納を受けるときは、調査職員及び受注者(受注者の指定する代理人を含む。)の立会いのうえ建設機械機能現況表(様式○)により当該機械の検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査後において、受注者の責に帰すべき故障又は修理上の欠陥が発見された場合は、発注者の指示に従い修理しなければならない。

(返還)

第17条 受注者は、発注者が特別な事由により貸付期間中に機械の返還を求めたときはその指示に従い、速やかにこれを返還しなければならない。

2 前項の場合においては、前条の規定を準用するものとする。

(補則)

第18条 この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。